平成２２年（フ）第９７号
長崎県長崎市琴海形上町4420番地１
破産者　髙野　桂子
１　決定年月日　平成22年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９１号
秋田市新屋松美町12番９号　雇用促進住宅勝平宿舎２―303号
破産者　田口　恵子
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８号
秋田市飯島緑丘町23番45号
破産者　佐川　誠一
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９号
福島県伊達市月舘町月舘字舘ノ腰28番地
破産者　菅野　　仁
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
福島市下野寺字原16番地の２　渡辺方
破産者　小出　彦一
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８４号
福島市下野寺字原16番地の２　渡辺方
破産者　小出　トシ
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２１号
福島県南相馬市原町区牛越字遠藤17番地の36
破産者　高橋　幹雄
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第９９号
福島県相馬市坪田字御仮殿前108番地の４
破産者　木村　勝行
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２０年（フ）第４７３号
埼玉県熊谷市江南中央１丁目17番地３
破産者　長澤　武吉
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１８２号
千葉県茂原市小林2741番地５
破産者　松岡　　淳
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４７号
横浜市港南区上永谷１丁目30番４号
破産者　中田　裕信
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７７号
相模原市中央区上溝1916番地１　ジョイフル上溝305号
破産者　金山　義則
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１１５号
長野県諏訪市小和田22番２号　八幡荘６号、開始決定時の住所長野県諏訪市大字湖南3178番地８
破産者　金井　宏訓
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５６号
静岡県三島市塚原新田134番地の７
破産者　藤原　幸子
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
愛知県豊橋市牧野町149番地の５
破産者　ソフト屋めぐこと　岡本　匡晃
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５２０号
愛媛県松山市平井町3627番地33、住民票上の住所愛媛県松山市高岡町467番地１
破産者　松村　　謙
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
福岡県田川郡福智町赤池510番地67
破産者　古賀　達雄
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５５９号
熊本市二本木４丁目３番６号
破産者　井野　宏昭
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９００号
熊本市画図東１丁目６番２号
破産者　宮本　浩光
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５６号
熊本市小山１丁目６番34号
破産者　山本　光利
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部